

リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

リース譲渡を行った年分		平成 年分	平成 年分	平成 年分	本年分	計
リース譲渡を行ったリース資産の名称等						
リース譲渡の対価の額	①	円	円	円	円	
リース譲渡の原価の額	②					
収入金額の計算	利息相当額 ((①-②)×20/100)	③				
	利息相当額の前年分からの繰越額 (前年分の⑥)	④				
	本年分に帰せられる利息相当額	⑤				
	利息相当額の翌年分への繰越額 ((③又は④)-⑤)	⑥				
	元本相当額	⑦				
	元本相当額の前年分からの繰越額 (前年分の⑩)	⑧				
	本年分に帰せられる元本相当額	⑨				
	元本相当額の翌年分への繰越額 ((⑦又は⑧)-⑨)	⑩				
	本年分の総収入金額算入額 (⑤+⑨)	⑪				円
	費用の額の計算	本年分のリース譲渡に係る原価の額	⑫			
原価の額の前年分からの繰越額 (前年分の⑮)		⑬				
本年分に帰せられる原価の額		⑭				
原価の額の翌年分への繰越額 ((⑫又は⑬)-⑭)		⑮				
本年分の必要経費算入額 (⑭)		⑯				円
リース期間の月数		⑰				
リース期間の月数のうち本年分における月数	⑱					

リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 65 条第 2 項に規定するリース譲渡について同項の規定を受ける場合に使用します。

この明細書は、所法第 65 条第 2 項に規定するリース譲渡について同項の規定を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該リース譲渡につき、平成 20 年 4 月 1 日前に締結された契約に係る収入金額及び費用の額について所法第 65 条第 2 項の規定を適用することはできませんのでご注意ください。

1 記載要領

(1) 「リース譲渡の対価の額①」欄及び「リース譲渡の原価の額②」欄には、本年分においてリース取引によるリース資産の引渡しを行った場合に、所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 188 条第 3 項の対価の額及び原価の額を記載します。

(2) 「収入金額の計算」の各欄は、次により記載します。

ア 「利息相当額の前年分からの繰越額④」欄又は「元本相当額の前年分からの繰越額⑧」欄には、前年分の「⑥」又は「⑩」の金額を記載します。

イ 「本年分に帰せられる利息相当額⑤」欄には、所令第 188 条第 3 項第 2 号により計算した本年分におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額を記載します。

ウ 「利息相当額の翌年分への繰越額⑥」欄は、リース譲渡を行った年分が本年分である場合には「③」の金額から「⑤」の金額を控除した金額を記載します。

エ 「本年分に帰せられる元本相当額⑨」欄には、所令第 188 条第 3 項第 1 号により計算した金額を記載します。

オ 「元本相当額の翌年分への繰越額⑩」欄は、リース譲渡を行った年分が、本年分である場合には「⑦」の金額から「⑨」の金額を控除した金額を記載し、本年分以外である場合には「⑧」の金額から「⑨」の金額を控除した金額を記載します。

(3) 「費用の額の計算」の各欄は、次により記載します。

ア 「原価の額の前年分からの繰越額⑬」欄は、前年分の「⑮」の金額を記載します。

イ 「本年分に帰せられる原価の額⑭」欄には、所令第 188 条第 3 項第 3 号の規定により計算した金額を記載します。

ウ 「原価の額の翌年分への繰越額⑮」欄には、リース譲渡を行った年分が、本年分である場合には「⑫」の金額から「⑭」の金額を控除した金額を記載し、本年分以外である場合には「⑬」の金額から「⑭」の金額を控除した金額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

所法第 65 条第 2 項